

公安委員会
説明資料No. 1

犯罪被害者等給付金の裁定（高知県・大阪府）
に対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成26年2月27日
給与厚生課

(略)

(略)

1 趣旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第32条の5第1項の規定により、下記の暴力追放運動推進センターについて、適格都道府県センターとして認定し、同法第32条の7の規定に基づき、その旨を公示するとともに、書面により通知するもの。

※ 平成25年1月30日、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用差止めを請求できる制度が導入されたことを受け、申請のあった都道府県暴力追放運動推進センターについて5回目の認定を行うもの。

2 認定を受ける都道府県暴力追放運動推進センター

- (1) 公益財団法人茨城県暴力追放推進センター
- (2) 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター
- (3) 公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議
- (4) 公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター
- (5) 公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター
- (6) 公益財団法人京都府暴力追放運動推進センター
- (7) 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター
- (8) 公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター
- (9) 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター
- (10) 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

3 認定要件の適合性

認定を受けるためには、法第32条の5第3項各号に規定する要件に適合している必要があるところ、上記2の都道府県暴力追放運動推進センターは、いずれも

- 業務を適正に遂行するための体制及び業務規程を整備（1号要件）
 - 専門的知識経験を有する弁護士等を配置（2号要件）
 - 業務を適正に遂行するに足りる財源を確保（3号要件）
- しており、要件の全てに適合していると認められる。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第31条の規定に基づき、平成25年中の団体規制法の施行状況を国会に報告するもの（今次報告で15回目となり閣議は法務省との共同請議）。

1 観察処分の決定と観察処分の期間の更新の経緯

公安審査委員会は、平成12年1月、オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分を決定し、その後3年ごとに期間更新を決定。

2 観察処分の実施等

- 公安調査庁は、平成25年中、合計18回延べ23か所に立入検査を実施。関係都道府県警察は、同立入検査に際し、周辺の警戒警備を実施。
- 公安調査庁は、平成25年中、3か月ごとに教団から役職員及び構成員の氏名等の報告を受け、その内容を警察庁に通報。

3 教団の現状

(1) 組織の概況

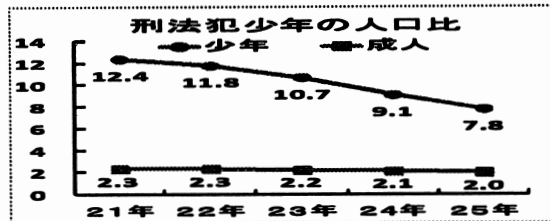
- 現勢は、国内に信者約1,650人及び拠点施設32か所、ロシア連邦内に信者約160人及び拠点施設数箇所。
- 松本智津夫への絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph」と、観察処分を免れるため、松本の影響力の払拭を装いつつ、松本の実現することを目的として組織された「ひかりの輪」が中心。

(2) 活動の概況

- 松本の影響力
 - ・ 松本の写真等を施設内の祭壇等に掲げたり、松本の修行を特徴付けていた「イニシエーション」（秘儀伝授）と同種の儀式を実施したりしていることが確認されており、依然として松本及び松本の説くオウム真理教の教義が共通の基盤。
- 閉鎖的・欺まんの体質等
 - ・ 出家信者を拠点施設等に集団居住させて独自の閉鎖社会を構築し、公安調査庁の立入検査の際には非協力的な行為を反復（閉鎖的）。
 - ・ 公安調査庁への報告において、構成員の一部を報告せず、活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告せず（欺まんの）。
 - ・ 幹部信者が居住する施設において、公安調査官、警察官等の顔写真を日本刀を模したナイフ様の物で刺し貫いていることが確認（反社会的）。
- 資金及び信者獲得に向けた諸活動
 - ・ 一般企業に就業する出家信者の給与等を上納させ、また、在家信者からは集中セミナーで高額な布施を徴収するなど、多額の資金を獲得。
 - ・ SNSの利用や大学関連のサークルを装った活動等により、青年層を中心に接触を図り、教団名を秘匿して運営するヨーガ教室等への参加を働き掛けるなどして、新規信者を獲得。

1 非行少年の概況

- 刑法犯少年は5万6,469人と、10年連続で減少したが、人口比は成人の約4倍
- 振り込め詐欺は262人と、4年前の約8倍
- 性犯罪は456人と、引き続き高水準、特に中学生（触法を含む）は294人と、昭和62年以降で最多



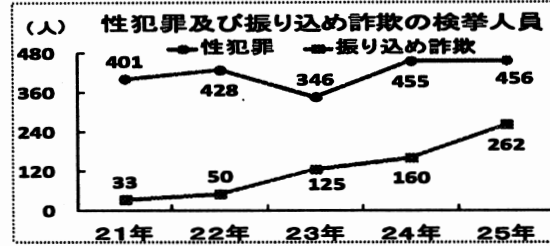
1頁

3頁

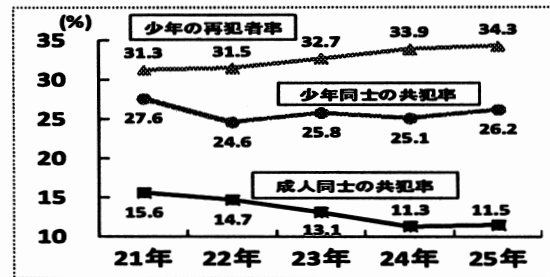
3頁

2 再犯者及び共犯者の状況

- 再犯者率は34.3%と、統計のある昭和47年以降で最多
- 少年同士の共犯率は26.2%と、成人同士（11.5%）の2.3倍



7頁



3 低年齢化傾向

- 年齢別初犯者数、人口比とも14歳が最多
- 触法少年を含めた初犯者数では13歳以下が6年連続で最多

	21年	22年	23年	24年	25年
13歳以下	15,856	15,264	14,328	12,047	10,984
14歳	15,801	14,606	13,118	10,592	9,565
15歳	14,774	13,997	12,589	9,973	8,606
16歳	12,975	12,392	11,098	8,999	7,615

8頁

	21年	22年	23年	24年	25年
14歳	13.1	12.3	11.0	8.8	8.1
15歳	12.2	11.6	10.6	8.4	7.2
16歳	10.9	10.2	9.2	7.6	6.4

4 学校のいじめ問題

- いじめに起因する事件は410件と、前年に比べて約6割増加し、昭和61年以降で最多
- 検挙・補導人員の7割以上が中学生

	21年	22年	23年	24年	25年
件数	163	133	113	260	410
人員	313	281	219	511	724

24頁

注：平成25年は、「いじめ防止対策推進法」第2条に定める「いじめ」の定義により集計した数値である。

高校生109人 (15%)
小学生88人 (12%)



5 今後の対策

- 「非行少年を生まない社会づくり」を一層推進
 - ・ 立ち直りの障害要因となる不良交友関係に代わる居場所づくり
 - ・ 非行防止教室を始めとする低年齢少年の規範意識向上施策等
- いじめ問題に対する的確な対応
 - ・ スクールサポーター制度の活用など学校との連携強化による早期把握
 - ・ 迅速な捜査を始めとするいじめ事案への的確な対応

1 検挙件数及び被害児童数の推移（図1）

(1) 検挙件数

- 出会い系サイトに起因する事犯の検挙件数は726件（前年比-122件、-14.4%）。
- コミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は1,804件（前年比+493件、+37.6%）。

(2) 被害児童数の推移

- 出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童は159人（前年比-59人、-27.1%）。平成20年の出会い系サイト規制法の法改正以降、禁止誘引違反者の検挙や無届サイトの取締り等により、減少傾向。
- コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は1,293人（前年比+217人、+20.2%）。平成23年初めて減少に転じ、翌年も引き続き減少していたが、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害により、再び増加。

2 被害児童の状況の比較

(1) 被害の多い罪種（図2）

出会い系サイトに起因する事犯で被害の多い罪種は、児童買春が71人（全体の44.7%）。コミュニティサイトでは、青少年保護育成条例違反が678人（全体の52.4%）。

(2) 被害児童の年齢（図3）

出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童で15歳以下は60人（全体の37.7%）。一方、コミュニティサイトでは、710人（全体の54.9%）。

3 今後の対策

(1) 出会い系サイト対策

- 悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底
- 禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続

(2) コミュニティサイト対策

- サイト事業者（無料通話アプリ等提供事業者を含む。）の取組状況等に応じた対策の継続
 - ・ ミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化
 - ・ サイト事業者等への実効性あるゾーニングの導入に向けた働きかけ
 - ※ 「実効性あるゾーニング」～サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように携帯電話事業者の保有する契約者年齢情報を活用し、大人と児童とのミニメールの送信や検索を制限すること。
- 関係省庁、事業者及びEMA等の関係団体と連携した対策の推進
 - ・ スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及徹底
 - ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有
 - ・ ゾーニングの実効性の向上に向けた携帯電話事業者等による取組の支援
 - ※ 「EMA(エマ)」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

【Content Evaluation and Monitoring Association】

- 悪質なID交換掲示板に起因する事犯の取締りの推進

1 改正犯罪収益移転防止法の全面施行（3頁～）

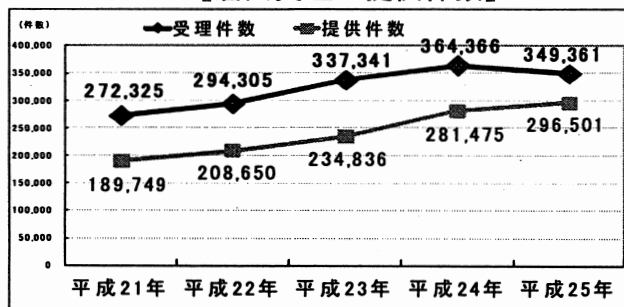
電話転送サービス事業者の特定事業者への追加、取引時の確認事項の追加等を内容とする犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律が平成25年4月1日から全面施行

2 特定事業者に向けた取組（25頁～、29頁～）

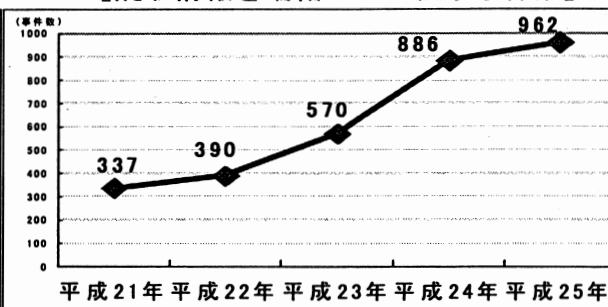
- 関係機関と連携した研修会等の開催
- 報告徴収を11件、意見陳述を10件実施

3 疑わしい取引の届出の活用状況（33頁～、36頁～）

【届出受理・提供件数】

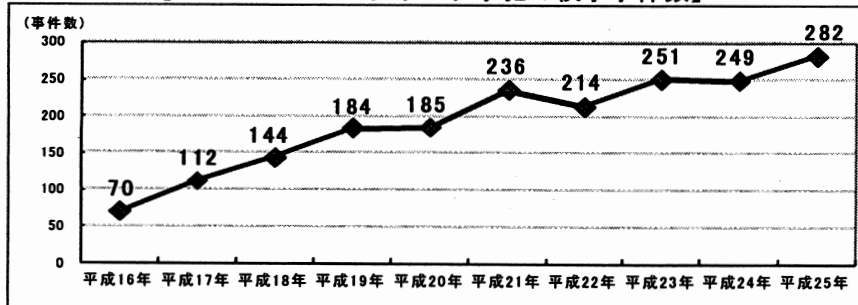


【疑取情報を端緒とした検挙事件数】



4 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（41頁～）

【マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】



- 組織的犯罪処罰法の適用272件、麻薬特例法の適用10件

5 外国F I Uとの情報交換枠組みの設定状況（60頁～）

【平成25年中の設定国・地域（合計24の国・地域）】

英領ヴァージン諸島、マルタ、イスラエル、バミューダ、リヒテンシュタイン、バングラデシュ、スリランカ、デンマーク、ポリビア、ロシア、スロベニア、セーシェル、セネガル、コスタリカ、バーレーン、ラトビア、ベトナム、トルクメニスタン、ポーランド、マン島、ジャージ、ガンジー、ニュージーランド、ネパール

- 合計70の国・地域との間で設定済み（25年末現在）

6 今後の取組

- 疑わしい取引に関する情報の分析能力の向上と積極的活用の促進
- 犯罪収益移転防止法の確実な履行の確保
- マネー・ローンダリング事犯の検挙と犯罪収益の剥奪の強化
- F A T Fによる勧告への適切な対応

1 交通事故発生状況

○ 発生件数	62万9,021件	(前年比-3万6,117件、-5.4%)
┌	死亡事故	4,278件 (同 -2件、-0.0%)
	重傷事故	4万2,361件 (同 -2,106件、-4.7%)
	軽傷事故	58万2,382件 (同 -3万4,009件、-5.5%)
○ 死傷者数	78万5,867人	(前年比-4万3,940人、-5.3%)
┌	死者数	4,373人 (同 -38人、-0.9%)
	重傷者数	4万4,547人 (同 -2,118人、-4.5%)
	軽傷者数	73万6,947人 (同 -4万1,784人、-5.4%)

2 死傷者の状況と特徴

(1) 年齢層別の状況と特徴

- ・ 死者及び重傷者は高齢者の割合が高い (5頁)
- ・ 人口10万人当たりの死者数は高齢者、負傷者数は若者が最多 (6,7頁)

(2) 状態別の状況と特徴

- ・ 死傷者の3分の2が自動車乗車中 (9頁)
- ・ シートベルト非着用者の致死率は着用者の15倍 (10頁)

(3) 損傷部位別の状況と特徴

- ・ 死者は頭部、重傷者は脚部、軽傷者は頸部が高い割合 (17頁)

3 交通事故の状況と特徴

(1) 運転者の年齢層別の状況と特徴

- ・ 高齢者の運転による事故のみ増加 (21頁)
- ・ 運転免許保有者10万人当たりの死亡事故は75歳以上、交通事故は若者の運転による事故が最多 (22頁)

(2) 第1当事者別の状況と特徴

- ・ 自動車走行キロ当たりの死亡事故は事業用貨物車、交通事故は事業用乗用車が多い (20頁)

(3) 事故類型別の状況と特徴

- ・ 路外逸脱、工作物衝突、歩行者横断中及び正面衝突は高い死亡事故率 (25頁)

(4) 道路形状別の状況と特徴

- ・ 市街地の交差点で死亡事故は約3分の1、交通事故も4割以上 (28頁)

4 高速道路における交通事故発生状況

高速道路では、交通事故発生件数、死者数、負傷者数のいずれも増加
(36頁)

1 概況 — 手口の巧妙化・多様化と周到な準備による計画的な攻撃 —

平成25年中は、引き続き、我が国の民間事業者等に対し、情報窃取を企図したとみられる標的型メール攻撃が発生。「ばらまき型」攻撃の減少により、前年と比べて大幅に減少したものの、「やりとり型」攻撃の増加、不正な外部接続の発覚を免れようとする手口の出現等、攻撃の手口は巧妙化

また、攻撃者が、特定の事業者等に関する情報を事前に収集した上で、標的型メールを送信していた事例を確認。周到に準備をした上で攻撃を敢行している状況が判明

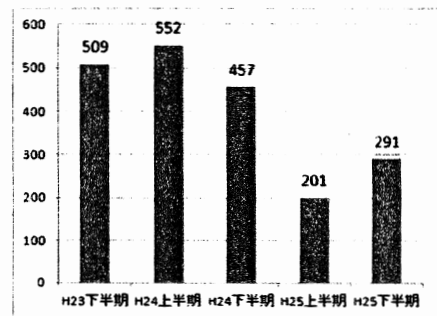
さらに、「水飲み場型攻撃^{*}」と呼ばれるサイバー攻撃を国内で初めて確認するなど、手口は巧妙化・多様化

詳細は別紙のとおり

※ 対象組織の職員が頻繁に閲覧するウェブサイトを改ざんし、当該サイトを閲覧したコンピュータに不正プログラムを自動的に感染させる手口

2 標的型メール攻撃の情勢と手口

- 平成25年中に警察が把握した標的型メール攻撃は492件で、前年比▲517件(▲51.2%)
- 前年に比べ「ばらまき型」攻撃が減少する一方、「やりとり型」攻撃が大幅に増加
- 不正な外部接続を正当な通信に紛れ込ませることで発覚を免れようとするものや解析が非常に困難な不正プログラムを確認
- 特定の事業者等の同期職員等の情報交換に利用されていたグループメールサービスに、攻撃者が潜入していたことが判明。攻撃に先立ち、当該事業者等の名簿やメールアドレスを収集していた可能性



【警察が把握した標的型メール攻撃の件数】

3 新たな手口によるサイバー攻撃

「水飲み場型攻撃」を国内において初めて確認したほか、平成26年に入り、広く利用されている無償ソフトウェアの更新を悪用して不正プログラムに感染させる手口も確認されており、サイバー攻撃の手口は巧妙化・多様化

4 警察のサイバー攻撃対策

(1) 態勢の強化

- 平成25年4月、13都道府県警察にサイバー攻撃特別捜査隊を設置。
同年5月、警察庁に「サイバー攻撃対策官」とこれを長とする「サイバー攻撃分析センター」を設置
- 同年5月、サイバーフォースを都府県（方面）情報通信部まで拡充

(2) 実態解明

- 国際捜査共助要請件数 130件（前年+ 23件）

(3) 官民連携を通じた情報共有の推進

- サイバーテロ対策協議会
 - ・ 個別訪問を通じた情報提供・交換 3,329回（ +1,935回）
 - ・ セミナーの開催 236回（ + 115回）
- サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク
 - ・ 参加事業者等の拡充 6,020社（約 +1,120社）
 - ・ 事業者等から提供を受けた標的型メールの数 492件（ ▲ 517件）
 - ・ 情報共有の結果新たに発見された標的型メールの数
4,805件（ +4,035件）
- 不正プログラム対策協議会
 - ・ 会員に提供した情報数 117件（ + 95件）
- サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会
 - ・ 会員に提供した情報数 220件（ - ）

(4) 被害未然防止措置

- サイバー攻撃の呼び掛け等に関する情報を攻撃対象組織等に提供
20件（ - ）

(5) 対処訓練の実施

- サイバーテロ対処要領を策定し、初動対処訓練を全ての都道府県（方面）警察において実施
- 重要インフラ事業者等の共同訓練を実施

1 概要

新たなワームの感染活動等は認められなかったものの既知の不審な通信は、引き続き高水準で推移しているほか、不正プログラムの感染手口等が複雑化・巧妙化しており、サイバー空間上の脅威は深刻。

2 主な特徴

(1) ウェブサイト改ざん

昨年中は、ウェブサイトの改ざんが多発。特に、サイトを閲覧しただけで、気付かれることなく悪意ある外部サイトへ誘導され、不正プログラムが送り付けられる危険性があるもの等を多く確認。

なお、本年からは、不正プログラムの感染拡大防止の観点から、重要インフラ事業者等に限定せず、一般サイトの改ざん事案についても関係部署を通じ都道府県警察へ情報提供を開始。

(2) DoS攻撃

12月11日、日本の政府機関からDoS攻撃に係る跳ね返りパケット^{注1)}を観測。同時期には、「アノニマス」を名乗る者が、Twitter上で日本の捕鯨活動に対する抗議の一環として、同機関に対する攻撃を示唆する書き込みを把握。

注1) 攻撃元を詐称されたため、DoS攻撃の被害サーバから、送信されてセンサーで検知されるパケット。

(3) DNSリフレクター攻撃

5月以降、DNSリフレクター攻撃^{注2)}に関連すると思われる探索行為の増加を確認。

注2) 攻撃力を高めるためDNSサーバの名前解決機能を悪用したDoS攻撃。「DNSアンブ攻撃」とも呼ばれる。

(4) ポットネット指令サーバの観測状況

昨年中は、国内に存在する21台のC&Cサーバを認知し、その機能停止のため、関係部署を通じ都道府県警察に情報提供を実施。

3 推奨対策

(1) 管理者における対策

- オープン・リゾルバ^{注3)}の不要な公開の回避
- ウェブサイトのコンテンツの的確な管理
- サーバにおけるアカウント管理の徹底、各種ログの定期的な管理
- サーバ及びサーバ管理用端末のソフトウェアのアップデート

注3) 本来、内部ネットワークからの問い合わせのみ対象とすべきところ、外部から全てのドメイン名について問い合わせ可能となっているDNSサーバ。

(2) インターネット利用者における対策

- OS、各種ソフトウェアのアップデート
- ウィルス対策ソフトの導入と最新の状態への更新